

住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と
自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書

2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月に施行される。地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は1日たりとも運営できないといっても過言ではない。

民間企業に働く非正規雇用労働者では、2018年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まる。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に、「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状態におかれている。これは改正地公法・自治法施行後も変わるものではない。

については、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上をはかるため、下記の項目について取り組むことを求める。

記

1. 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
2. 勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方自治法改正を速やかに実施すること。
3. 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

檀原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 総務大臣 財務大臣

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークおよびそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（J I S）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークおよびヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

檜原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣